

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税、軽自動車税、自動車取得税、都市計画税、地方消費税）	
要望項目名	独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 所管の独立行政法人の見直しに伴い、統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として設立すること。 ・ 特例措置の内容 所管の独立行政法人の見直しに伴い、統合により新設される独立行政法人について、全額国出資（予定）の独立行政法人として、現行の非課税措置等を継続すること。	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）	
要望理由	（１）政策目的 所管の独立行政法人の見直しに伴い、独立行政法人を統合することにより、事務部門の一部効率化・合理化を進めるとともに、業務等の一層の総合化を図る。 （２）施策の必要性 独立行政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが必要である。	
本要望に対応する縮減案	なし。	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	所管の独立行政法人の見直しに伴い、独立行政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、現行の独立行政法人に対して講じられている非課税措置等と同等の措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金（現時点では具体的に検討していない。）
	要望の措置の妥当性	独立行政法人の統合を進めることにより、業務の効率化を図り、より国民生活の向上等に寄与する組織として整備することが妥当である。
	ページ	2—2

税負担軽減措置等の 適用実績	—
税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由	—
これまでの要望経緯	—